

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
岩手県中央家畜保健衛生所の冷蔵庫設備の交換・修繕
- (2) 調達案件の仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
岩手県中央家畜保健衛生所（滝沢市砂込390-5）の血液保管庫内及び屋上

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、「令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (3) 入札日現在で、岩手県に本社（本店）を有する者、又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が上記(2)に記載する資格を有している者であること。
- (4) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
また、入札書提出日から契約締結をするまでの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、次の書類を令和6年12月2日（月）午後5時までに14の(2)の場所に各1部提出しなければならない。郵便による提出も認めるが期日必着とする。

また、入札参加者は提出した書類について盛岡広域振興局長から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、当該書類の補足、補正は、令和6年12月3日（火）午後5時まで認める。

また、審査結果は、令和6年12月5日（木）までにFAXにより通知する。

(1) 競争参加資格を証明する書類

入札参加資格審査申請書（別紙「様式1」）

(2) 業務が履行できることを証明する書類

業務が履行できることの誓約書（別紙「様式2」）

4 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書は、直接6の(1)の日時に6の(2)の場所に持参すること。

(3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年12月12日（木）午前10時00分

(2) 場所 盛岡地区合同庁舎 3階入札室

(3) 入札場所には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場所に入場することができない。

(5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、その入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書記載事項

入札書は、県で示す書式により頭書に「入札書」と記載し次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）（委任された者が入札を行う場合は、・委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））
- (3) あて名は、「盛岡広域振興局長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

12 契約成立要件

落札の決定後、この入札に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合、又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

13 契約に関する事項

(1) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去2年の間に国（公団含む）又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。

- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

14 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

盛岡広域振興局 経営企画部 経理課

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 TEL 019-629-6508